

発表事項

1 公益代表役員選任の認可

**2 令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計収入支出
予算変更**

3 令和4事業年度認可事業特別会計予算、事業計画及び資金計画変更

4 大規模修繕計画

5 令和4年10月審査分の審査状況

6 令和4年11月審査分の特別審査委員会審査状況

令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び 保健医療情報会計収入支出予算変更

- 1 診療報酬改定DXに係る共通算定モジュールの開発準備
- 2 柔整あはき等のオンライン資格確認に係るシステム開発

診療報酬改定DXについて

1 診療報酬改定DXに係る共通算定モジュールの開発準備

診療報酬改定DX・共通算定モジュールとは

- 「診療報酬改定DX」とは、デジタル時代に対応した診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、システムエンジニアの有効活用や費用の低廉化を目指すことをいう。
- 「共通算定モジュール」とは、「診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、医療機関やベンダの負担軽減に向けて、各ベンダが共通のものとして活用できる、診療報酬算定・患者の窓口負担金計算を行うための電子計算プログラム」である。

「医療DX令和ビジョン2030」の提言（令和4年5月17日自由民主党政務調査会）（抄）

（3）「診療報酬改定DX」

～デジタル時代に対応した診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、SE人材の有効活用や費用の低廉化を目指す（「診療報酬改定DX」）～

- ・ 以下の取組による「診療報酬改定DX」に向けて、各ベンダが利用することと医療機関に提供する際のコスト低減化について業界のコンセンサスを得ることを前提に、関係者（厚労省・審査支払機関・一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS））で協議し、開発主体・体制、費用負担のあり方を含め対応方針を検討し、今年度中に結論を得る。
 - ① 「共通算定モジュール」導入：医療機関やベンダの負担軽減に向けて、各ベンダ共通のものとして活用できる、診療報酬に係る「共通算定モジュール」を、厚生労働省・審査支払機関・ベンダが協力して、デジタル庁のサポートも得て作成する。診療報酬の改定の際も、当該モジュールの更新を行うことで足り、個々のベンダの負担は大きく軽減される。
 - ② 診療報酬改定の円滑な施行：4月施行となっている診療報酬改定の施行日を後ろ倒しし、作業集中月（Death March）を解消するとともに、モジュール作業の後戻りやミスをなくす。
- ・ レセプト請求、医事会計など医療機関等の業務システムのDXを通じて、医療保険制度全体の運営コスト削減、保険者負担の軽減につなげるようにする。

診療報酬改定DXについて

経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）（抄）

2. 持続可能な社会保障制度の構築

「全国医療情報プラットフォームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「**診療報酬改定DX**」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めるとともに、医療情報の利活用について法制上の措置等を講ずる。そのため、政府に総理を本部長とし関係閣僚により構成される「医療DX推進本部（仮称）」を設置する。

概要

- 「医療DX令和ビジョン2030の提言（令和4年5月17日自由民主党政務調査会）」において、厚生労働省・審査支払機関・ベンダが協力し、デジタル庁のサポートも得て「共通算定モジュール」を作成するとされたこと、また、「経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定）」において、「診療報酬改定DX」の取組を行政と関係業界が一丸となって進めることが明記された。
- これを受けて支払基金では、令和5年度から共通算定モジュールの開発に着手できるよう、令和4年度において早期に検討体制を整備し、必要な要件定義を行うことから、令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計収入支出予算の変更を行う。

令和4事業年度支払基金事業計画及び保健医療情報会計予算変更の概要

支払基金事業計画の変更

「第3 保健医療情報等の活用に関する取組」の「1 本人や保険医療機関等に対する保健医療情報の提供等」の「(1) オンライン資格確認等システムの整備と運用」に次の項目を追加する。

工 診療報酬改定DXに係る共通算定モジュールの開発準備

オンライン資格確認等システムの基盤を活用した共通算定モジュール※の導入に向け、厚生労働省等の関係機関と連携し、令和5年度に共通算定モジュールの開発を開始することを想定した準備を進める。

※ 診療報酬やその改定に関する作業を大幅に効率化し、医療機関やベンダの負担軽減に向けて、各ベンダが共通のものとして活用できる、診療報酬算定・患者の窓口負担金計算を行うための電子計算プログラム

収入支出予算の変更

上記準備に係る経費（要件定義の費用）については、国庫補助金が交付されることから、令和4事業年度保健医療情報会計 情報基盤整備勘定収入支出予算の「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」に係る補助金収入、及びシステム関連経費支出について、それぞれ0.8億円※を増額する。

※ 令和4年度第2次補正予算の「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金：8.3億円」のうち、令和4年度に「0.8億円」、令和5年度に「7.5億円」を受け入れる。

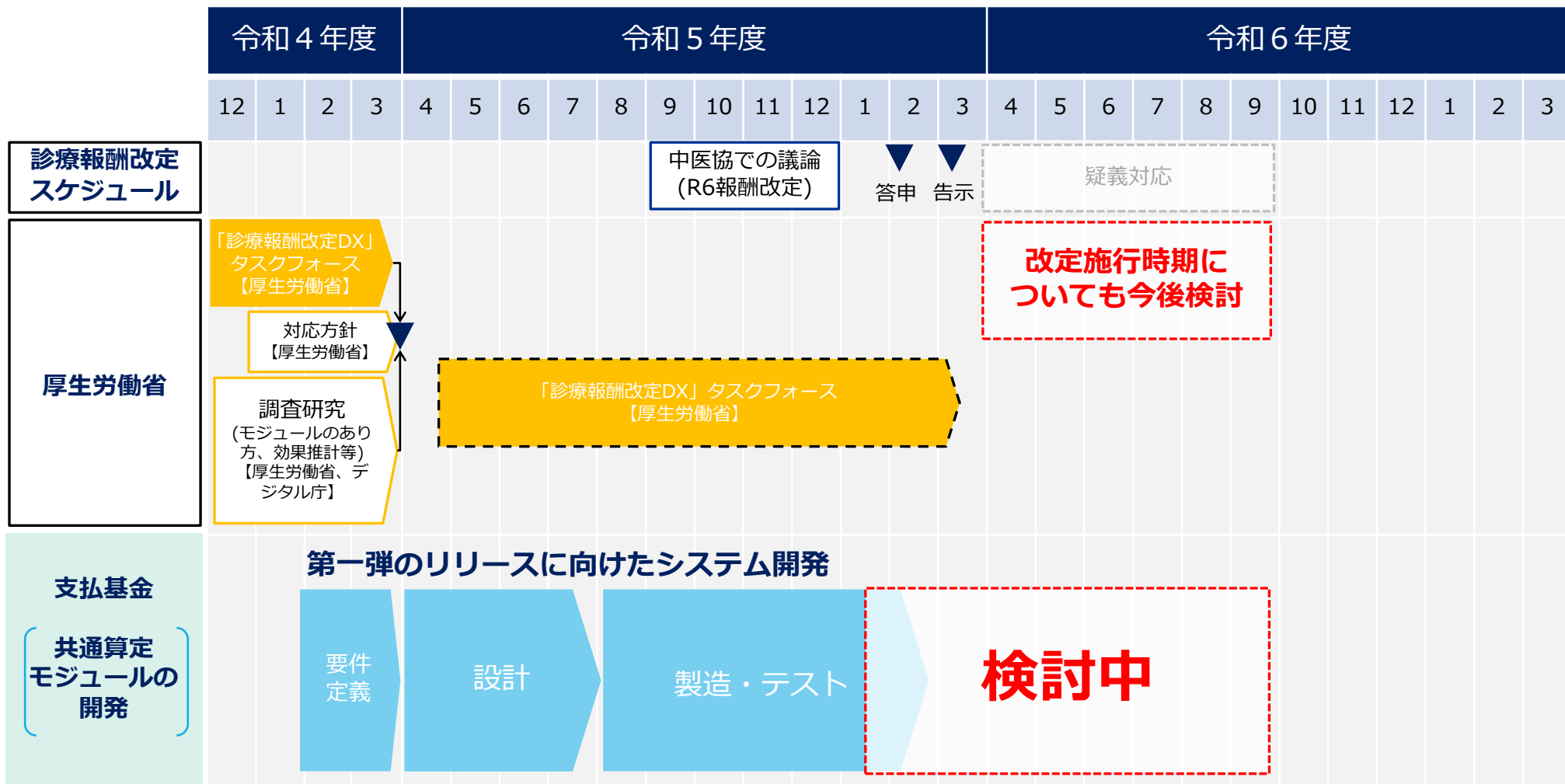
主な業務内容

厚生労働省の「診療報酬改定DXタスクフォース」における議論等を踏まえた対応方針に沿って、共通算定モジュールの要件定義を行う事業者を調達し、要件定義を行う。

【参考1】現時点の想定スケジュール（診療報酬改定DX）

総理を本部長とする「医療DX推進本部」において、来春（3月）に、診療報酬改定DXを含む医療DXに関する施策の工程表を策定することとされている。

以下は、現時点において想定されるスケジュールとして引いたものである。



令和4事業年度支払基金事業計画及び保健医療情報会計予算変更の概要

2 柔整あはき等のオンライン資格確認に係るシステム開発

概要

- 政府ではマイナンバーカードと健康保険証の一体化を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指すこととされており、柔道整復師・あん摩マッサージ師・鍼灸師の施術所や健診実施機関においてもオンライン資格確認の基盤を活用した資格情報の確認を行うため、令和4年度から5年度にかけて対応するシステム開発を行う。
- 令和4年度においては、必要なシステム設計・製造を行うことから、令和4事業年度社会保険診療報酬支払基金事業計画及び保健医療情報会計収入支出予算の変更を行う。

支払基金事業計画の変更

「第3 保健医療情報等の活用に関する取組」の「1 本人や保険医療機関等に対する保健医療情報の提供等」の「(1) オンライン資格確認等システムの整備と運用」のアに次のとおり文言を追加する。

ア 資格確認機能の拡充とシステムの安定運用

医療保険者等向け中間サーバ及び令和3年10月より本格運用を開始したオンライン資格確認等システムについて、安定的な運用を図る。

また、令和5年度に予定されている生活保護制度における医療扶助、自衛官診療証、訪問診療等並びに柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所及び健診実施機関に係るオンライン資格確認の開始に向けた検討及びシステム開発を進める。

令和4事業年度支払基金事業計画及び保健医療情報会計予算変更の概要

収入支出予算の変更

上記開発に係る経費（システム設計・製造の費用）については、国庫補助金が交付されることから、令和4事業年度保健医療情報会計 情報基盤整備勘定収入支出予算の「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金」に係る補助金収入及びシステム関連経費支出について、それぞれ1.3億円※を増額する。

※ 令和4年度第2次補正予算の「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金：11.7億円」のうち、令和4年度に「1.3億円」、令和5年度に「10.4億円」を受け入れる。

主な業務内容

厚生労働省の調査研究において整理された要件に従って、システム設計・製造を行う。

【参考2-1】マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）

第156回 社会保障審議会（医療保険部会）
（令和4年10月28日）資料3

- ・ マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラ。このインフラを活用し、国民にマイナンバーカード1枚で受診していただくことで、健康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けただけることが可能となる。
- ・ 「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指す。
- ・ 保険証の廃止に向けては、細部にわたりきめ細かく環境を整備する必要がある。また、医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるよう、丁寧に取り組んでいく。
- ・ 具体的に、以下2つの課題に取り組む。

1. 訪問診療・訪問看護・柔整あはき等にオンライン資格確認を導入

- ・ 訪問診療・訪問看護等の居宅における資格確認の仕組みの構築。
 - ・ 柔道整復師・あん摩マッサージ師・鍼灸師の施術所等に資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの構築。
 - ※ オンライン資格確認義務化の例外医療機関等について、簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討。
 - ※ 上記に併せて、事業者のシステム改修、利用機器の導入支援、保険者等のシステム改修を実施。
- ⇒ 必要な予算を今回の経済対策に盛り込む予定

2. マイナンバーカードの取得の徹底

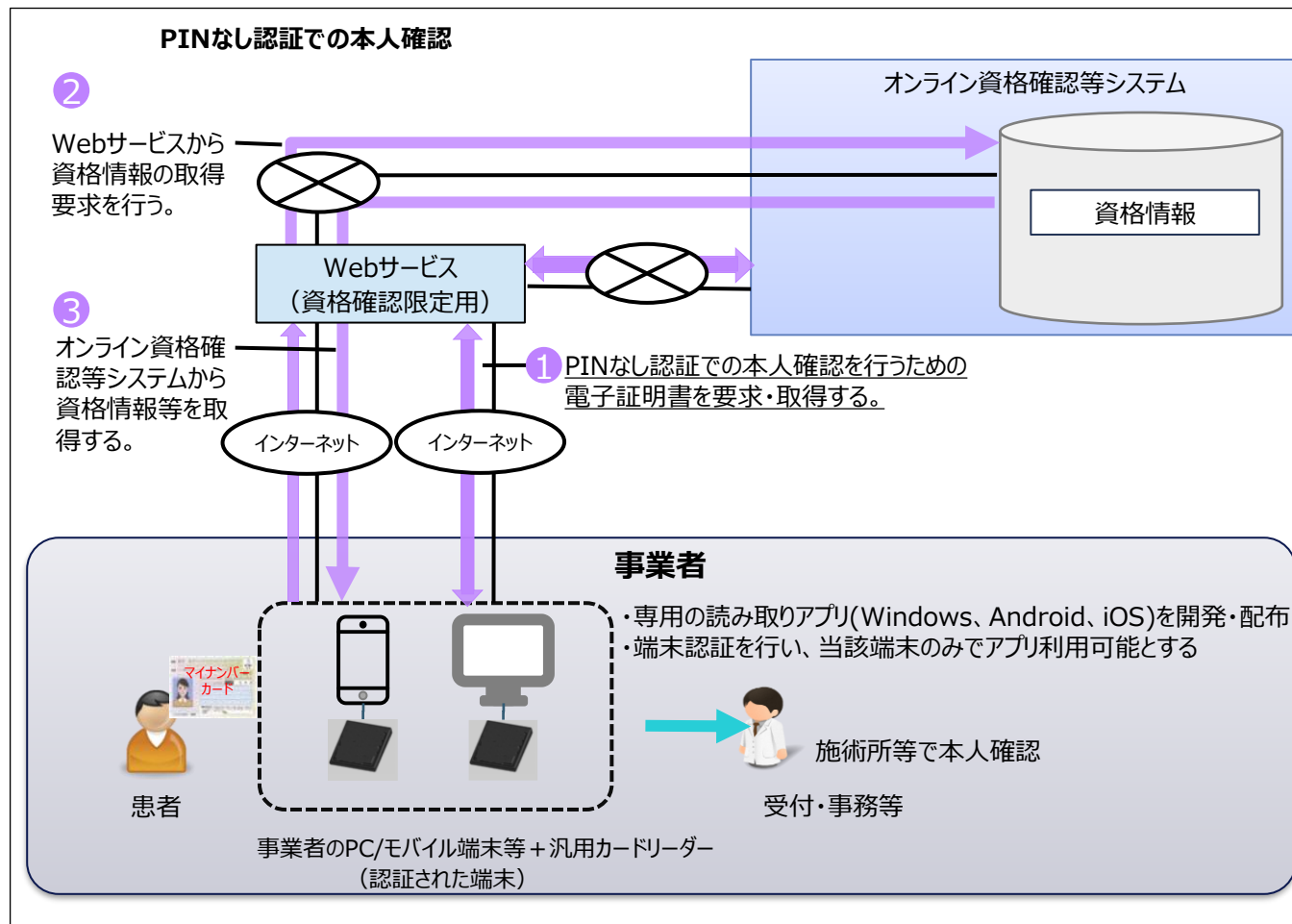
- ・ 保険証の廃止に当たっては、マイナンバーカード取得の徹底に加え、カードの手続き・様式の見直しの検討が必要。

※ 何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が必要な保険診療等を受ける際の事務手続きについては、今後検討。

【参考2-2】柔整あはき等におけるオンライン資格確認の簡素な仕組み案

第156回 社会保障審議会（医療保険部会）
（令和4年10月28日）資料3

- 診療を行わない柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所や健診実施機関を対象に、現在利用している保険証の資格情報の代替として、**必要な資格情報のみ**を取得できる簡素な仕組みを構築する。
- また、**オンライン資格確認義務化の例外医療機関等**について、簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討する。
- 患者の医療・健康情報は取得せず、資格情報のみの取得となることから、4PIN（暗証番号）入力を不要とする仕組みとする。



※現時点のイメージを表したものであり、技術的な検討を行っているもの。今後変更の可能性あり。

【参考2-3】現時点の想定スケジュール（柔整あはき等）

柔道整復師・あん摩マッサージ師・鍼灸師（柔整あはき）の施術所等に資格情報のみを取得できる簡素な仕組みを構築する。

